

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 3 年間
2. 内 容

目標 1 計画期間中に育児休業の取得率を女性 100%、男性 50%以上にする。そのために産前産後休業や育児休業、短時間勤務の制度を取得しやすく、受け入れやすい体制を作る。

<対策>

- ・ 令和 7 年 10 月～ 対象者への育児休業等制度の策定と従業員への説明
- ・ 令和 7 年 10 月～ 育児休業等の申請書類の整備、手続きのマニュアル化
- ・ 令和 8 年 1 月～ 業務の標準化と自動化を進め、対象者をサポートできる部門体制を作る

目標 2 従業員の年次有給休暇取得日数を 1 人あたり平均年間 7 日以上とする。

<対策>

- ・ 令和 7 年 12 月～ 有給休暇を取得しやすい部門体制を作る（フォロー体制など）
- ・ 令和 8 年 1 月～ 前年の年次有給休暇の取得状況を計測
- ・ 令和 8 年 6 月～ 上期半年間の有給休暇消化状況を確認し、必要に応じて取得を促す